

批評

島根縣史其他

一 島根縣史

野津左馬之助氏を編纂主任とする島根縣史は既に五卷を公けにして地方史中の白眉との定評があるが、同氏の不斷の努力は最近更に其第六卷守護地頭時代の發行を見る迄に進められた。本編は鎌倉時代から建武中興を経て南北朝時代迄前後二百餘年を包擁すべき筈であるが、菊版八百五十九頁の中にも猶ほ出雲國造家の分裂や石見大森銀山の開鑛の如き、社會上、産業上の重要なる史實を後卷に譲らねばならなくなつた程其記述は例に依つ

文學博士 三浦 周 行

て精緻を極めてゐる。獨力採集とも覺えぬばかりに夥しい各種の史料を驅使して出雲、石見、隱岐三國に於ける守護地頭及びこれを中心とした權門武家の莊園の所在や其變遷が丹念に検討されてゐるのは、編者自身多大の腦力を傾注したといつてゐられるのを割引なしに受入れることが出来る。莊園研究の資料蒐集について地方史家の寄與に期待することの多い丈私は此種努力の結晶に當面する毎に感謝の念を新たにするものである。但是等の遺漏なき蒐集は多くの年月を假さねば望まれぬ

ことであるから、編者も後日の増訂を期してゐられるが例へば東福寺文書の九條道家の處分狀（原本は九條家に傳へられる）に見えた出雲の末次莊

や林木莊の九條家領であつたことが漏れてゐる如く、公卿の記録や他國の社寺の文書等には猶ほ採摭の餘地が少からぬやうである。本書には是等の莊園を御料、社領、寺領、權門及武家の四項に分類して次に國司を擧げられてゐるが、莊園と對立しつゝあつた公領の爲めに一つの項目も立てられて居らぬのは稍物足らず思はせる。社寺領の中に散見する朝廷や國司の寄附に係る某郷とあるもの杯は概ねもとは公領と見るべきである。それは兎も角、四つの分類の中の御料とあるのは帝室御料を意味することと言ふ迄もないのに、將軍の御料が混じてゐる。編者が北朝後圓融院の御料莊園と認めた出雲の朝山郷がそれで、「上様御料所」とあるのは足利將軍の直轄地の意味であるから、これは

當然所謂御料の内から除いて、將軍直轄地の項を設けて其中に收めずばなるまい。

次に鎌倉期、建武中興期、南北朝期の各時代に起つた著しい史實が叙述されてゐるが、中にも後醍醐天皇の隱岐蒙塵から南北朝期へかけて、此地方の社寺豪族等の分野を吹きまくつた嵐の跡は可なり鮮かに寫されてゐる。英邁なる天皇には隱岐の海の荒き浪風に大御心を配らせたまひ乍ら、唯一人の謀臣千種忠顯卿を御相手に回復の謀を凝らされつゝあつたことは今も海を隔てた出雲の名刹鱒淵寺に残る墨痕淋漓たる宸筆の勅願文に窺はれる。此勅願文は元弘二年八月十九日の日附であるから正さしく御幽居中のものであるが、それには「心中所願速疾令成就」ことを御祈になつてゐる。高野春秋十にある「正慶二年五月八日、先帝自配所贈賜御朱印勅書備、今度逆徒振猛威、掠天位、進退相谷、難儀之處、一山之大衆合力被致宥助之段、

芳志不淺、達叡聞者也云々

案三月之勅書、五月遲達、商量自島御所路次傳達滯來故也

との記事に據ると、高野山へも同様隱岐から御手印の勅書が下されたやうに見えるが、正慶二年は元弘三年であつて、其歳の二月に、天皇は海を渡らせられて伯耆の船上山に移御になつてゐるから、これを隱岐からとするは、同書の編者の失考でなければならぬ。假りに正慶二年を元年の誤とするも、同年の三月には天皇未だ隱岐に着御になつてゐない。何れにするも此勅書は現に高野山に傳つてゐないやうであるから其眞僞を確めることが出来ぬが、今のところ隱岐行在所から下された宸翰としては鱒淵寺に儼存してゐるもの唯一道と見るの外なく、それ丈此宸翰は種々の意味に於て光つてゐる。唯同寺が如何にして此宸翰を申下すに至つたか其経路は全然不明でもあり不可解でもあつたのを、去明治三十年の夏、漸く史料の取扱方を覺えそめたばかりの私が、同寺を訪うた時、

偶然に發見した頼源僧都の一通の文書目録（餘程後に前記勅願文と同じく國寶に指定された）に依つて其謎は手もなく解かれた。それは勅願文の日附と同日に隱岐國國分寺御所で忠顯卿の手を経て頼源に下賜されたとの註記を見出したからである。頼源は猶ほ船上山から山門に向ひ、中興政治の頃は上京し、更に其顛覆後は吉野から賀名生、天野の行宮に迄も參つて、始終南朝の爲めに盡瘁もし又寺中の興隆をも圖つてゐる。此頼源の文書を中心として多年危険を冒した豪僧の活躍が本書の隨處に描出され、別して問題の隱岐の行在所の所在が、同文書の「隱岐國國分寺御所」の文を國分寺説の最も有力なる左券として解決されてゐるあたりを讀んで行つた私は、覺えず卷を掩うてなつかしき昔の思出に耽つた。しかし頼源が一意南朝に盡くした尊皇の態度を讚美してゐる編者も、其文書に貞治五年と北朝の年號を用ゐてゐる點に

は目をつぶられてゐる。頼源の勤王もさる事乍ら彼れが身命を捨て、多年奔走したのは寺中の興隆を存じての事であるとの欺らざる彼れの告白は其誠忠に一點の暗影を投ずるものと見られもしよう。私は彼れと同じく隱岐の行宮にも參り、船上

山にも召され、爾來南朝二帝の御歸依を蒙つて、

魯氏の三請を斷乎として斥けた出雲國雲樹寺の開山覺明(國濟三光國師)其人こそ出家には稀れな主義の人であつて、些の不純の動機に即してゐないのを偉どすると共に、本書の宗教、名僧の中の覺明に關する記事が語つて詳らかでないのを惜むものである。編者は又莊園の研究から帝室御料關係方面より宮方を出し、さうでない方面から武家方面を出してゐる事實を歸納して、そこに兩者分立の真相が闡明されるといはれてゐる。これは是迄とても一部の學者間に唱へられる唯物史觀的見方ではあるが、實は盾の一面に過ぎぬ。此他に猶ほ利害

を超越した精神的感情的方面があつて、それが可なりにより強い存在であつたことを閑却してよからうか、富士名義綱であるとか三隅一族であるとかは皆此部類に屬すべき人達であらう。

最後に産業として織工業及び牧馬が説かれてゐるが、其中に諸國の鑄物師の間に傳へられてゐる、例の仁安、天福の藏人所の牒を、其當時のものとして取扱はれてゐるは遺憾である。其他にも全編を通じて文書の鑑識や其中の時代語の解釋等については編者の再考を煩したるもの二三に止まらぬけれども、こゝには一々指摘することは見合せる。唯莊園や武士や守護地頭等の成立杯についての一般的説明に、割合多くの頁が費されてゐるのは、地方史として如何であらうか、それらの記述は寧ろ出来る丈節約を加へ其引例の如きも、成るべく地方關係のものに限つた方が適切かと思はれる。編者は守護の本質について「已に學者の謂へ

る如く守護が其在職中職務俸として守護領ある外守護は一の御禮奉公にして守護其者の本來は有力なる一地頭に過ぎず、故に此期間(鎌倉時代)に於ける守護は次の室町時代乃至織豊時代に於ける守護とは著しく其領地の狭小なるを常とす」といはれてゐる。これは守護に得分あるや否やといふ史家の間に論争のあつた重要な問題に觸れてゐるのであるが、守護に得分なしとてか守護は御家人の御禮奉公であるとかいふ説は室町時代から現代に至る迄の一部學者の間に信せられてゐることで、これに反して守護には守護領なるもの(地頭職ではあるが)があつたとの説は斯くいふ私の主張である。此二説の當否は姑く措いて其性質上兩立すべくもないのを、斯く守護は守護領ある外一の御禮奉公云々と一つにつきませた本書の記述は意味をなさぬ。それとも編者は守護には得分のあるのもあれば、ないのもあつたと見た第三説の提唱者

でもあるのかといふに、さうとも見えぬから、恐らく唯不用意の叙述に過ぎないであらう。室町時代以後の守護は名は同じ守護であつても、時代の推移から其本質に著しき變化を來して本所化もすれば國司化もしたものであるから、單なる領地の廣狹を以て前代の守護と比較するは無理である。

本書には附圖として此時代の主なる史蹟遺物の寫眞や地圖が收められてゐるが、何れも本編の記事と映發して讀者の感興を深めるものであるのが喜ばしい。(島根縣發行、定價不詳)

## 二 明治外交秘話

小松 綠著

著者が櫻雲閣主人の名で約半年間中外商業新報紙上に連載したものを今回訂正増補して一冊に纏められたものが本書である。著者は明治から大正にかけて二十餘年みづから外交事務に當られた貴い經驗を有し、特に日韓併合については當局の一

人として最も主要なる役目を務められた丈あつて其知見は何人の追隨を許さぬものあること著者の舊著『朝鮮併合の裏面』を見ても判る。本書も亦明治外交の裏面史であつて、先づ幾度か失敗に失敗を重ね、多くの犠牲を拂つた條約改正について當局の涙ぐましい苦心から、其苦心が酬いられて對等條約の締結さるゝに至る迄の經緯、日清日露の二大戦役前後の外交、別して日英同盟成立の經過、日韓併合、其他の幾多波瀾に富んだ外交界の出來事はもとより、外交問題の捲起した政局の變化を、或は其中心人物を捉へ、或は事件の推移を叙し、公的舞臺の活躍を説くかと思れば、一轉して細かい性格の描寫に移り、夫人の前身や情事をさへ織込んで讀者の面前に其人物を踊らせ、見る見る場面の移り行く間に、意外千萬な逸話が飛び出して始終讀者を引きつけ息をもつかせぬ面白味がある。而かも此ジャーナリストイックな著者の

才筆が時には禍して讀者に其真相を疑はせる嫌がないでもなく、中には多少首肯しかねるふしもあるけれども取材の多くは著者の目撃か、關係者の實話か手記採で人から傳聞した場合は、話した當人の名を出して生證人としてゐられるのであつて、獨り日本側ばかりでなく、相手國の隠れた史實をも傳へ、兎角皮相觀に墮し易い外交史の闕陥を補ふに足るものが多い。篇中の人物は陸奥、小村、青木等の諸氏もよくあらはれてゐるにはゐるけれども、遠に著者が多年昵近であつた丈に、伊藤公が一等鮮かで神に入つてゐる。著者は公を評して、細心と放膽との兩極端を一身に兼備へて時世と共に推移し、如何なる場合にも感情に驅られて理性を枉げなかつたといはれてゐるが、これこそ眞に公に對する知己の言といふべきであらう。唯慾をいへば本書が外交問題に當面した政府官僚の政策や努力を傳へる間に、これを支持もし彈壓

もした民間の輿論や運動をも今少し詳しく著者の麗筆に上せてほしかつたことである。日英同盟の場合に我駐英公使が二十萬の巨資を散じて其國論を善導するに努めたことや、ポーツマス會議の時我代表の態度が其反對に出で、失敗の一因をなしたこと抔は記されてゐるが、我明治の國論も外交には相當に動いて、時には火の出るやうな民間巨頭の運動ともなり、閣僚との結託ともなれば又爆彈燒打ともなり、そこには一般に餘り知られぬ裏面の秘史も伏在してゐるのであるから、それらを適宜に加味したならば、獨り一段の光彩を添へるばかりでなく、史實を傳へる上に於ても完璧を期することが出来たであらう。それについて思ひ起すは、先年私が英國ケンブリッジに遊んだ頃、一タドクトル・テンバレー氏に誘はれてピーター・カレッヂの史學會に臨み、近世の外交史に造詣が深くバリー講和會議に參列してピース・メーカーの

一人でもあり、現にグーチ氏と共に同國外務省の外交文書の編纂に従事されてゐる程の外交通の同氏の得意な十八世紀の外交政策と題する一場の講演を聞いたが、講演終了後の討論では若き聽講者が交々起つて同氏のスピリット・オブ・ゼ・エーヂを閉却されたことについての不満を訴へた。本書に對しても亦若き史學の學徒の間に同様の憾がないとは如何して保證されよう。卷頭の内外外交界大立者の自署の眞影は何れも著者に贈られたものであつて、何程か本書を權威付けてゐる。(四六版五〇九頁、東京中外商業新報社發行、貳、五〇)

### 三 法制 古文書類纂

法學士 瀧川政次郎編

歐洲に於ける古文書學の起源は法科的であつた。文に今尙ほ其大學では法學部の法制史の補助學科として古文書學(古文字學や金石文學さへも)を置いてゐるところがある。我大學の法學部ではこれ

と其事情を異にして、一般に法制史に重きを置いてゐないから、古文書學は單に文科的の學科と看做され、而かも文學部に於ても餘り重要視されてゐないのは遺憾である。従つて是迄古文書類纂と題して各種の古文書の標本を集めて分類編次したものは其目的何れも文學部の學生に古文書學を授くる參考とするに止り、これを法學部の學生に持たせて法制史講義の參考となさんが爲めに編纂されたのは實に本書を以て嚆矢とする。私は先づ此點に於て本書の意義深きを覺えるものである。本書は古文書を分類して國內文書國際文書の二部に分ち、其中前者を公文書、准公文書及び私文書、後者を對外文書、對内文書、條約の各三とし、猶ほ前者は古文書の種類に依つて更に章を立て、節を設け、項を分つてそれ／＼にこれに屬する古文書を排列されてゐる。此種の編纂では古文書の一定の體系を立てるところに最も編者の苦心を見る

べきである。本書の編者も、私法的史料を提供することの最も多い私文書中の對私文書を人事關係取引關係の二種に分ち、其下に多くの項を設け乍ら、その少い消息文や願文の爲めには一項をも立てずに雜の中に追込んだところに其創意を示されてゐる。併し有體にいへば、我現代の古文書學は文科的方面のものすら尙ほ頗る幼稚の域を脱せぬものであつて、何人も未だ古文書の體系を學界に問うて定説と認められたものはなく、従つて研究の餘地が多く取殘されてゐる。編者の探られた體系の如きも、公私准公の種別の大體に於ては左迄異論はないとしても、少しく立入つて検討すると、私文書に編入されてゐるものゝ中に猶ほ多少の公文書と看做すべきものや(明法勘狀の如き)准公文書と認むべきものが混じてゐたり、(國造豊足解、藤源家牒の如き)守護の安堵狀が下知狀となり、補任狀が判物となつてゐたり、内容が同



一で名稱の二つ以上あるものが項を別つて別掲されてゐたり、(裁許狀、下知狀の如きは同時代の異名であるが、時代の前後に依る同物異名もあるから、それらは一つの名稱の下に異名を註すべきであらう。)古文書の取捨の或時代に偏したる杯も見かける。古文書の分類に現代の術語を用ゐるはよいとして、古文書名其者は成るべく當時の稱呼に依るが至當であらうから、報告書(書上杯がよからう)とか下人解放證書(放狀、避狀杯がよからう)とかの名稱は改めたいものである。併し相當困難の伴ふ此種の編纂に初から萬全を期するは無理である。春秋に富む編者は必ず版を重ねる間に補正を加へて完璧となるの日はあらう。私は何よりも法制史の根本研究に寄與されんとする編者の意氣を壯とし、其努力を多とすると共に、本書の生るゝに至つた我法制史の進境を顧みて其將來を祝福するものである。(菊版七〇七頁、東京有

妻閣發行、價八、〇〇)

#### 四 朝鮮女俗考

李 能 和著

先きに朝鮮佛教通史を著された著者の新著であつて、諺文交りの漢文で書かれてゐる。先づ朝鮮及び支那の古書に傳へられた婚姻の古俗を擧げて李氏朝鮮に至り、王室民庶の婚姻及び離婚、再婚、著妾等に關する制度慣習が本書の大部分を占める程詳叙されてゐるが、其中貧民に對しては官から資を給して婚禮を行はせたことや婚姻についての階級觀念、黨派及び男女間種々の拘忌脱杯の朝鮮特有と覺しきもの杯が特に注意を惹く。次に一般女子の服裝はもとより其命名、稱號より年中行事を中心としての日常生活が説かれてゐる。されば題して朝鮮女裝考といふけれども、内容は汎く女性性の風俗が含まれて居り、著者が別に最近の雜誌「啓明」に寄せられた朝鮮巫俗考と共に朝鮮の風

俗史社會史の資料として興味ある讀物といへる。

著者の論斷は概して穩健であるが、筆端往々民族愛の閃きを見せてゐる。例へば血族結婚の古代に行はれた史實を舉げて、新羅はもとより高麗も初は王室貴族の間に血族結婚が行はれてゐたが、高麗は、後に至つて儒教の影響を受けて同姓結婚の禁令を發したものの、實施困難であつたといひ、それが李氏朝鮮になつて始めて婚姻の制が備り、血族結婚の禁も勵行されたことを力説して、李朝以來凡百の物質技術は前代に比して衰退したが、獨り倫理が發達した、朝鮮學者の自ら誇つて禮義の邦となす所以も亦此一事にある、「可謂世界上文明禮俗之第一國也」と高調してゐる。著者は又歐米や支那では男子の財産なく職業なきものは妻を娶らぬもあれば、主義に依つて終身娶らず嫁せぬもあるが、獨り我朝鮮人が如何に極貧でも必ず嫁娶するのは、彼不孝の罪は後なきを大となすとの嗣續觀念に基くものである、世界の中で此觀念の最も強いもの我朝鮮人に如くものあるなしと、

これ亦世界的の誇としてゐる。著者に依つて示さ

れた婚禮に關する各種の風俗を見ると、風變の奇習も少からぬ中に醜禮の日に、盛裝した新婦の眼睫に倭蜜を塗つて堅く其目を閉ぢさせ、又飲食をも許さないことに對して著者の後者が「蓋恐有不時如廁之事也」との説明は人道上の見解は格別として成程と頷れる。これを要するに本書は女装に關する朝鮮及び支那の文獻については略涉獵されてゐるに拘らず、此種の研究に取つて必要且つ有力なる遺物、例へば古くは平安南道の樂浪郡治、高句麗時代の古墳を始め歴代の古墳の壁畫や出土品、李氏朝鮮時代の風俗畫等が一切研究の對象とされてゐないのは惜むべきである。是等の中でも別して古代に屬するものは簡疎な記録を補ふに足るものがある。尤も本書は行文の間に女俗に關する數種の寫眞を挿入して興趣を添へてはゐるけれども、それらは唯坊間發售の繪葉書に見らるゝやうな現代のものに止つてゐる。(和裝一七七枚、朝鮮京城翰南書林發行、價二、〇〇)